

令和8年1月13日策定

## 三原市空家等管理活用支援法人指定方針

### 1 趣旨

三原市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第2条に規定する方針を定めたものです。

なお、本方針は指定の状況等を踏まえ、適宜見直すこととします。

### 2 市が求める業務内容

本市では、空家等対策の推進に関する特別措置法第24条に規定する業務のうち、市の空家等対策の取組を補完する役割として、次のいずれかの業務を求めます。ただし、

(1) に示す業務は必ず行うものとし、(2) 及び (3) に示す業務は必要に応じて行うものとします。

(1) 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。

具体的には、宅地建物取引業法第2条第4号に規定する宅地建物取引士（申請日時点で有効な宅地建物取引士証を保有する者）が所属する法人において、空家等の所有者等から寄せられる相談に対し、適切な専門家及び事業者と連携した対応を行う業務

(2) 空家等の管理又は活用に関する情報発信やセミナー等の普及啓発業務

(3) その他空家等の管理又は活用に関し、本市が必要と判断する業務

※ (1) に規定する「所属」とは、法人の定款等に定めるところによる正会員等であり、法人の目的を達成するための事業に実態的に参画している状態をいいます。

### 3 事前協議

指定の申請に当たっては、必ず事前協議をお願いします。

### 4 申請に関する問合せ先

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号

三原市都市部建築課住宅対策係

電話番号：0848-67-6187

メール：kenchiku@city.mihara.hiroshima.jp